

仕 様 書

1 売却物品

- (1) 電気ケーブル 47本
- (2) 電気コードリール 1個

(1)及び(2)の総重量については、約77kgである。

2 引取場所及び期限

- (1) 引取場所
津警察署
三重県津市丸之内22番1号

- (2) 引取期限
令和8年8月28日（金）まで
詳細な日時は、契約締結後決定する。

3 売却物品の現物確認

- (1) 確認期間
令和8年7月14日（火）から同月17日（金）までの間、午前9時から午後4時までの間とする。
- (2) 現物の確認を希望する場合は、担当者宛てに連絡することとし、日程は別途調整する。
- (3) 現物の確認を行わなくても見積合せに参加することができるが、この場合、買受人は売払物品の内容を全て承知しているものとみなす。

4 売却条件

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定に基づく「古物商」の許可を受けた事業者であること。
なお、見積書提出時に古物商許可証の写しを併せて提出すること。
- (2) 搬送等に要する諸経費は買受人の負担とする。
- (3) 物品は現状有姿のままの引渡しとする。
なお、品質等一切の責任を負わない。
- (4) 買受人は、物品引取時に関して、事前連絡の上、日時を調整すること。
- (5) 買受人は、当該売却代金について、歳入徴収官（三重県警察会計担当官）が発行する納入告知書により指定期限までに代金の支払いを完了すること。
なお、物品引取後、速やかに「物品受領書」を提出すること。

- (6) 所有権は、買受人が売払代金を納入告知書に基づき納入し、その納入を歳入徴収官が確認したときに移転するものとする。
- (7) 業務遂行上知り得た業務上の秘密を第三者へ漏えいしないこと。また、本項規定は、本件業務履行期限終了後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項は、必要に応じて双方協議するものとする。

5 その他

- (1) 担当者宛てに見積書を提出すること。
- (2) 提出した見積書合計額に1.10を乗じた売却価格（小数点以下切り捨て）を前納するもの。
- (3) 見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額とし、搬送等の諸経費を含めること。
- (4) 落札となるべき同価の見積りをした者が2者以上あった場合は、この事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。